

WTO非特惠原産地規則の調和作業の FTA・EPA特惠原産地規則への影響

長谷川 実 也

Abstract

Preferential Rules of Origin (ROO) play an important role in determining the eligibility of preferential treatment provided by FTA/EPAs, but there has been little multilateral discipline on the preferential ROO. WTO has started the harmonization work programme of non-preferential ROO (HWP) in 1995 for establishing harmonized non-preferential ROO (HRO), resulting in compiling the draft HRO (the Consolidated Text).

This paper studies the development of the preferential ROO, their diversity and any move to convergence by analyzing the preferential ROO of the FTA/EPAs of Japan and other major FTA/EPA players in comparison with the Consolidated Text. The purpose of the study reveals any influence of the HWP on the development of the preferential ROO.

Keywords: Non-Preferential Rules of Origin, Preferential Rules of Origin, Economic Partnership Agreement, WTO

キーワード：非特惠原産地規則，特惠原産地規則，EPA，WTO

はじめに

近年、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が昨年12月に、また、本年2月には日本とEUとの経済連携協定（EPA）が発効するなど、広域かつ多くの締約国が参加するメガFTA（自由貿易協定）・EPAが進展してきている。その結果、FTA・EPAの締約国間での特惠の適用に用いられる原産地規則（特惠原産地規則）の重要性は一層高まっているが、FTA・EPA特惠原産地規則にかかる国際的な規律は限られており¹、各FTA・EPAの特惠原産地規則の内容はそれぞれの締約国の裁量にゆだねられている状況にある。

一方、特惠以外の分野に用いられる原産地規則（非特惠原産地規則）については、世界貿易機関（WTO）において一定の規律が設けられ、また、1995年より国際的に統一された原産地規則（以下、「調和原産地規則」という。）を策定するため作業（以下、「調和作業」という。）が実施された。調和作業は、加盟国間の対立から2007年に停止されたもののその成果は、その

1 特惠原産地規則については、後述の原産地規則協定の附属書II（特惠に係る原産地規則に関する共同宣言）において、基準の明確化を図ることなどが規定されているのみである。

後の各国の FTA・EPA 特惠原産地規則に影響を与えたとされている²。

本稿では、調和作業によって作成された調和原産地規則案(以下、「統合テキスト」という。)と、日本及び主要国の FTA・EPA の特惠原産地規則について、具体的な品目を取り上げて比較分析することにより、調和作業が各国の FTA・EPA 特惠原産地規則の内容にどのような影響を与えたのか示すこととしたい。

1. 原産地規則について

原産地規則は、国際的に取引される製品の国籍である原産地を認定するための規則であるが、原産地規則には、開発途上国に対する一般特惠関税 (GSP) に基づき開発途上国に与えられる特惠や FTA・EPA において加盟国に与えられる特惠に適用される特惠分野の原産地規則 (特惠原産地規則) と、それ以外の原産地規則 (非特惠原産地規則)³がある。

原産地規則⁴には、主として、当該物品が一か国で完全に生産された場合に適用される「完全生産品」の基準と、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合に適用される「実質的変更基準」があり、実質的変更基準には、関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準がある。

関税分類変更基準とは、非原産品である材料の関税分類番号 (すなわち、統一システム品目表⁵ (以下、「HS 品目表」という。) の番号) と、その材料から生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとするもの、付加価値基準とは、締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上 (以下、「閾値」という。) の場合に実質的変更が行われたとするもの、加工工程基準とは、締約国で、特定の加工工程が行われた場合に実質的変更が行われたとするものである⁶。

2. 調和作業及び調和原産地規則案 (統合テキスト) について⁷

原産地規則にかかる国際的な規律として、WTO の原産地に関する協定 (以下、「原産地規則協定」という。) がある。本協定では、非特惠原産地規則について、国際的に統一された原産地規則 (調和原産地規則) を策定するための作業である調和作業を実施すること、また、調和作業が完了するまでの間 (経過期間) の規律として、加盟国が適用する原産地規則の基準の

2 Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018) 参照

3 非特惠原産地規則には、最恵国待遇、ダンピング防止税又は相殺関税、セーフガード措置、原産地表示、差別的數量制限又は関税割当て、政府調達又は貿易統計の適用に用いられる原産地規則などがある。

4 原産地規則は、大きく分けて、対象となる製品の原産地を認定するための基準 (原産地基準) と、原産地基準を満たしていることの証明などの手続にかかる規定があるが、本稿でいう原産地規則は原産地基準のことを指す。

5 統一システム品目表とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (HS 条約) (昭和62年条約14号) 附属書に定める品目表である。

6 長谷川 (2018a) 参照

7 調査作業及び調和原産地規則案 (統合テキスト) の詳細については、長谷川 (2018b) 参照

明確化を図ること、貿易制限的に運用しないこと、貿易の目的を追求する手段として用いないことなどが規律されている。

調和作業は、WTOとWCO（世界税関機構）により共同で行われ⁸、1999年5月、WCO側における技術的検討はすべて終了し、その検討結果は未合意事項も含めて全てWTOに報告された。その後はWTOの原産地規則委員会（以下、「CRO」という。）で未合意事項の絞り込みが行われ、また、各国が大きく対立する事項⁹について、CRO議長が加盟国と精力的に協議を行い、各国の立場が集約しなかった事項についてもCRO議長が案を提示し、それらを反映した調和原産地規則案¹⁰（以下、「統合テキスト」という。）が2007年に作成された。

統合テキストは、CRO議長が案を提示した品目別規則については未合意としてブラケットが付されているものの、機械分野¹¹については、関税分類変更基準及び付加価値基準の2つのオプションに、それ以外の品目については1つのオプションに絞り込まれたものとなっている。

3. 調和作業が特惠原産地規則へ与えた影響について

3.1 日本及び主要国のFTA・EPAの原産地規則の比較・分析

本章では、日本及び主要国のFTA・EPAの原産地規則について、具体的な品目を取り上げて「規則の内容」¹²及び「規定方法」¹³について詳細な比較・分析を行うことにより、多様性・複雑性の現状や収斂の動きの有無を明らかにするとともに、調和作業の成果である統合テキ

8 WTOにおいては原産地規則委員会が、WCOにおいては原産地規則技術委員会が設置され、WCO側が技術的な観点から規則案を作成し、WTO側がそれを基に貿易政策的な観点から検討し規則を策定することとされた。

9 残された未合意事項のうち、CRO議長が特に重要と判断した12事項として、影響問題及び特に対立が大きい11の個別品目に係る事項がある。

影響問題とは、調和作業により作成された原産地規則（調和原産地規則）と他の協定との関係、すなわち、調和原産地規則が他の協定における加盟国の権利・義務に及ぼす影響をいい、米国などが、それが調和作業の妨げとなっており何らかの解釈的決定が必要と主張し、案文の検討作業が行われたが合意に至っていない。

11の個別品目に係る事項には、排他的経済水域で得られた水産物の扱い、家畜の屠殺、乳製品のミルクからの製造、コーヒーの焙煎、動物及び植物油の精製、砂糖の精製、糸又は織物・編物の染色、履物の製造、鉄鋼製品のめっき及びその他のコーティング、機械類の組立、自動車の組立がある。（詳細は長谷川（2003）参照）

10 WTO（2007）Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin（G/RO/W/111）参照

11 加盟国が関税分類変更基準及び付加価値基準のどちらかを選択（dual rules）とする案を議長は提案したが、一部の国が付加価値基準は多大なコストをもたらすとしてその採用に強く反対したため、2つの対立する案が併記する形になっている。（長谷川（2018b）参照）

12 「規則の内容」とは、規則の厳格性を意味し、規則の内容が同じであれば、同じ生産工程に原産地を付与すること（厳格性は同じこと）を意味する。

13 「規定方法」とは、規則を規定する用語を意味し、規則の内容は同じであっても、それを表現する用語はFTA・EPAによって異なっている。

トとの比較によって、調和作業がどのような影響を与えたかについて検討する。

3.2 分析対象品目

具体的品目として、主要な品目セクターの中から、一つは、調和作業において概ね加盟国の合意が得られている「化学品」¹⁴を、もう一つは、前述の各国が大きく対立する事項のなかで、特に対立が大きい11の個別品目の中から「鉄鋼」を選び、それぞれについて、以下のとおり代表的な品目を分析対象として選定した。

- ① 化学品：有機化合物（第2904.10号）
- ② 鉄 鋼：フラットロール製品（第7210.11号）

3.3 分析対象品目の原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」の比較・分析

分析対象として選定した品目について、それぞれ、生産工程、それを踏まえた原産地規則及びその類型化、日本及び主要国のFTA・EPAの原産地規則の「規則の内容」及び「規定方法」の比較・分析を行う。

3.3.1 化学品

（1）化学品の生産工程及び原産地規則（その類型化）

化学品¹⁵は、HS品目表第27類の石油などを原料に、分解又は合成などによる化学的に新たな物質を形成する化学反応や、原料から不純物を除去する精製、原料を混合するなどの工程により生産される。

化学品の原産地規則は、多くの場合、原料と産品の間でHS品目表番号の変化を伴うため、品目別規則に規定する「実質的変更基準」として関税分類変更基準を採用することが可能であるが、膨大な数の化学品に対しHS品目表番号は限られており、全ての場合にHS品目表番号の変更が生じるわけではないことから、関税分類変更基準に加え、それを補足する形で、付加価値基準や加工工程基準（以下、「化学品ルール」と呼ぶ。）が用いられることが多い。化学品ルールの主なものとして「化学反応」があるが、それ以外に、「混合及び調合」、「精製」、「粒径の変更」、「標準物質の生産」、「異性体の分離」、「生物工学的工程」があり、これらは前述の調和作業での技術的検討の結果、実質的変更と考えられる生産工程として統合テキストに盛り込まれたものである（以下、「フルセットの化学品ルール」と呼ぶ。）。

ここで、化学品としてHS品目表第2904.10号の「有機化学品（スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル）」を選び、日本のEPA等の品目別規則について、「規則

14 後述する、統合テキストに盛り込まれた7つある「フルセットの化学品ルール」は、ブラケットを付された「粒径の変更」を除き、加盟国の合意が得られている。また、先行研究（脚注2）において、化学品ルールの1つである「化学反応」がその後のFTA・EPAの原産地規則で採用されてきていると述べられている。

15 化学品として、主として、HS品目表第6部（化学工業（類似の工業を含む。）の生産品）の第28類から第38類に分類される産品を指すが、第39類（プラスチック及びその製品）にも一部の「化学品ルール」が適用される。

の内容」,「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表1に示す。

規定方法のタイプとして,「関税分類変更基準のみ」,「関税分類変更基準又は化学品ルールの選択」,「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」,「関税分類変更基準,付加価値基準又は化学品ルールの選択」といった類型化を行った。

表1 化学品の例(第2904.10号)

EPA相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト	CTSH, 又は類第1ルール(化学品ルール)	CTSH, 又は化学品ルール(化学反応, 混合及び調合, 精製, 粒径の変更, 標準物質の生産, 異性体の分離, (生物工学的工程))	関税分類変更基準 又は 化学品ルールの選択
ペルー	第29.04項の産品への他の類の材料からの変更	CC	関税分類変更基準のみ
インド	第2903.69号又は第2904.10号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更	CTH	
メキシコ	第2904.10号から第2904.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(第29.01項から第29.03項までの材料からの変更を除く。)又は, 第2904.10号から第2904.90号までの各号の産品への第29.01項から第29.03項までの材料からの変更(この変更に加えて, 当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が50%以上であること。	CTSH(29.01~29.03項を除く), 又は29.01~29.03項からの変更及びRVC50%	関税分類変更基準 又は付加価値基準の選択
アセアン	一般ルール(RVC40%又はCTH)	CTH, 又はRVC40%	
マレーシア, フィリピン	第2901.10号から[フィリピン]第2905.42号[マレーシア]第2905.43号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は, 原産資格割合が40%以上であること(第2901.10号から[フィリピン]第2905.42号[マレーシア]第2905.43号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	CTSH, 又はQVC40%	
ベトナム	LVC40%又はCTSH	CTSH, 又はLVC40%	
モンゴル	CTSH, 又はQVC40	CTSH, 又はQVC40%	
スイス	CTSH, 又はVNM60%	CTSH, 又はVNM60%	

シンガポール, タイ, インドネ シア, ブルネイ	第2901.10号から第2905.42号までの各号の 製品への当該各号以外の号の材料からの変 更, 原産資格割合が40%以上であること(第 2901.10号から第2905.42号までの各号の産 品への関税分類の変更を必要としない。) 又は, 使用される非原産材料について, 締 約国において化学反応, 精製, 異性体分離 若しくは生物工学的工程を経ること(第 2901.10号から第2905.42号までの各号の産 品への関税分類の変更を必要としない。)	CTSH, 又はQVC 40%, 又は化学品 ルール(化学反応, 精製, 異性体分離, 生物工学的工程)	関税分類変更基 準, 付加価値基準 又は化学品ルー ルの選択
チリ	第2901.10号から第2905.42号までの各号の 製品への当該各号以外の号の材料からの変 更, 原産資格割合が45%以上(控除方式を 用いる場合)若しくは30%以上(積上げ方 式を用いる場合)であること(第2901.10 号から第2905.42号までの各号の製品への 関税分類の変更を必要としない。) 又は, 使用される非原産材料について, 締約国に おいて化学反応, 精製, 異性体分離若しく は生物工学的工程が行われること(第2901. 10号から第2905.42号までの各号の製品へ の関税分類の変更を必要としない。)	CTSH, 又はQVC 45%(控除方式)又 は30%(積上げ方 式), 又は化学品ル ール(化学反応, 精製, 異性体分離, 生物工 学的工程)	
豪州	CTSH, 又はCR, P, SM又はIS	CTSH, 又は化学品 ルール(化学反 応, 精製, (粒径の 変更), 標準物質の 生産, 異性体の分 離)	関税分類変更基準 又は 化学品ルー ルの選択
TPP11	第2904.10号から第2904.90号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更, 又は部 注(化学品ルール)	CTSH, 又は化学品 ルール(化学反 応, 精製, (混合及 び調合), (粒径の変 更), 標準物質の生 産, 異性体の分離	
EU	CTSH, 化学反応, 精製, 粒径の変更, 標 準物質の生産, 異性体分離若しくは生物工 学的工程が行われること, MaxNOM50% (EXW), 又はRVC55%(FOB)	CTSH, 又はMax- NOM50%又はRVC 55%, 又は化学品 ルール(化学反応, 精製, (混合及び調 合), 粒径の変更, 標準物質の生産, 異 性体分離若しくは生 物工学的工程)	関税分類変更基 準, 付加価値基準 又は化学品ルー ルの選択

(注1) 下線部は「化学品ルール」を示し, その詳細は付録表6参照。

(注2) 「規則の内容」の化学品ルールの中で括弧が付されたものは, 今回の例として選定した品目には
適用されないものの, 他の化学品に適用されるものであることを示す。

(注3) 「CC」, 「CTH」, 「CTSH」は, 日・アセアンEPAにおいて採用された略語で, 同EPAではそれ
ぞれ, 「各類, 項, 号の製品への他の類の材料からの変更を示す」, 「各類, 項, 号の製品への他の
項の材料からの変更を示す」, 「各類, 項, 号の製品への他の号の材料からの変更を示す」と定義さ
れている。「規則の内容」では, その内容を簡潔に表すため, これら略語により表記している(本
稿において以下同様)。

(2) 「規則の内容」及び「規定方法」についての比較・分析

① 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の「規則の内容」の厳格性の比較のため、化学品ルールの中でも最も重要な工程である「化学反応」によって原産地が付与されるか否かの検討を行ったものが表2であり、日本のEPA及び主要国のFTA¹⁶についてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格、すなわち、「関税分類変更基準のみ」タイプが一番厳格であり、「関税分類変更基準、付加価値基準又は化学品ルールの選択」が一番緩やかな規則としている。これは、前述のように、化学品の生産工程を関税分類変更基準のみでは表すことができないため、関税分類変更基準以外に、補足的基準である付加価値基準、加工工程基準(化学品ルール)のどちらか一方、さらには、その両方を選択的に認めるものの方がより緩やかなルールとなることを意味する。

表2 規則の内容の分析

EPA 相手国等	規則の内容	化学反応に原産地を付与するか
ペルー	CC	類変更がある場合○、それ以外は×
インド	CTH	項変更がある場合○、それ以外は×
アセアン	CTH, 又は付加価値基準	項変更がある場合○、それ以外でも付加価値基準を満たせば○
メキシコ	CTSH(29.01~29.03項を除く)、又はCTSH及び付加価値基準	号(一部を除く)変更がある場合○、それ以外でも付加価値基準を満たせば○
マレーシア, フィリピン, ベトナム, モンゴル, スイス	CTSH, 又は付加価値基準	号変更がある場合○、それ以外でも付加価値基準を満たせば○
豪州	CTSH, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (粒径の変更), 標準物質の生産, 異性体の分離)	○
TPP11	CTSH, 又は化学品ルール: 1. 化学反応, 2. 精製, (3. 混合及び調査), (4. 粒径の変更), 5. 標準物質の生産, 6. 異性体の分離	
統合テキスト	CTSH, 又は化学品ルール: 1. 化学反応, 2. 精製, 3. 混合及び調査, 4. 粒径の変更, 5. 標準物質の生産, 6. 異性体の分離, 7. 生物工学的工程	
チリ, シンガポール, タイ, インドネシア, ブルネイ	CTSH, 又は付加価値基準, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, 異性体分離, 生物工学的工程)	
EU	CTSH, 又は付加価値基準, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (混合及び調査), 粒径の変更, 標準物質の生産, 異性体分離若しくは生物工学的工程)	

16 米国, EU, アセアン, インドの主要なFTAにおける品目別規則を付録の表7に掲載する。

主要国の FTA		
India-Korea	CTH	項変更がある場合○, それ以外は×
NAFTA	CC (除28~38類), 又はCTSH及び付加価値基準	化学品以外の類からの変更がある場合○, それ以外でも号変更があり, かつ, 付加価値基準を満たせば○
India-Chile	CTH及付加価値基準	項変更があり, かつ, 付加価値基準を満たせば○
India-ASEAN	CTSH及び付加価値基準	号変更があり, かつ, 付加価値基準を満たせば○
ASEAN-China	付加価値基準のみ	付加価値基準を満たせば○
ATIGA, ASEAN-Korea	CTH, 又は付加価値基準	項変更がある場合○, それ以外でも付加価値基準を満たせば○
EEA, EU-Mexico, EU-Chile, EU-Peru/Columbia, EU-Korea	CTH (同じ項内の20%以下の非原産材料の使用可), 又は付加価値基準	項 (一部項内変更も可) 変更がある場合○, それ以外でも付加価値基準を満たせば○
US-Singapore, US-Chile	CTSH, 又は化学品ルール (化学反応)	○
AANZFTA	CTSH, 又は付加価値基準, 又は化学品ルール (化学反応)	
EU-Canada	CTSH (同じ号内の20%以下の非原産材料の使用可), 又は化学品ルール (化学反応, 精製)	
US-Korea	CTH, 又は化学品ルール 1. 化学反応, 2. 精製, (3. 混合及び調合), (4. 粒径の変更), 5. 標準物質の生産, 6. 異性体の分離	
US-Australia, US-Peru	CTSH, 又は化学品ルール 1. 化学反応, 2. 精製, (3. 混合及び調合), (4. 粒径の変更), 5. 標準物質の生産, 6. 異性体の分離	
USMCA (改正NAFTA)	CTSH, 又は化学品ルール 1. 化学反応, 2. 精製, (3. 混合及び調合), (4. 粒径の変更), 5. 標準物質の生産, 6. 異性体の分離, 8. 生物工学的工程	

前述のフルセットの化学品ルールのFTA・EPAでの採用状況をまとめたものが表3である。これをみると、米国の場合、シンガポール、チリとのFTA (2004年発効) までは「化学反応」が導入されるのみであったが、豪州 (2005年発効)、ペルー (2009年発効)、韓国 (2012年発効) では「生物工学的工程」以外の化学品ルールが導入され、昨年11月に署名された United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA) (改正NAFTA) では「生物工学的工程」を含むフルセットの化学品ルールが採用されている。一方、EUについては、EEA (1994年発効) 以来付加価値基準を選好していたが、近年のカナダとのFTA (2017年発効) において「化学

反応」、「精製」のみであるが初めて化学品ルールが導入された。日本のEPAについては、化学品ルールを導入したものとししないものが、例えば、アセアン及びその加盟国とのEPAにおいても混在していたが、近年締結・署名を行ったTPP11や日EU・EPAでは、ほぼフルセットの化学品ルールが導入されてきている。

なお、化学品ルールに加えて、関税分類変更が生じる場合であっても、それが人工的な混合物から構成原料を分離する工程によって生じる場合には原産地を付与しないとする「分離禁止」(Separation Prohibition)の規定が、米国が締結する多くのFTA、さらにはEUがカナダと締結したFTAで導入されているが、当該規定は、他のFTA・EPAには見られず、TPP11及び日EU・EPAにおいても採用されていない。

表3 規則の内容の分析 (化学品ルールの採用状況)

EPA/FTA等	化学品ルール						
	化学反応	混合・ 調合	精製	粒径の 変更	標準物質 の生産	異性体の 分離	生物工学的 工程
統合テキスト	○	○	○	○	○	○	△
日本のEPA (相手国) 等							
シンガポール, チリ, タイ, インドネシア, ブルネイ	○	×	○	×	×	○	○
豪州	○	×	○	△	○	○	×
TPP11	○	△	○	△	○	○	×
EU	○	△	○	○	○	○	○
メキシコ, マレーシア, アセアン, フィリピン, スイス, ベトナム, インド, ペルー, モンゴル	×	×	×	×	×	×	×
主要国のFTA							
USMCA (改正NAFTA)	○	△	○	△	○	○	○
US-Australia, US-Peru US-Korea	○	△	○	△	○	○	×
EU-Canada	○	×	○	×	×	×	×
US-Singapore, US-Chile, AANZFTA	○	×	×	×	×	×	×
NAFTA, EEA, EU-Mexico EU-Chile, EU-Peru, Columbia EU-Korea, ATIGA ASEAN-China, ASEAN-Korea, India-ASEAN, India-Chile, India-Korea	×	×	×	×	×	×	×

(注) △を付した化学品ルールは、今回の例として選定した品目には適用されないものの他の化学品に適用されるものであることを示す。

② 品目別規則の「規定方法」

化学品ルールの各ルールは、必ずしもHS品目表の28類から38類の全ての化学品が適用対象ではないことから¹⁷、化学品ルールの規定方法は大きく2つの方法に分けられる。

1つの方法として、適用される化学品を特に限定せずに、化学品ルールの詳細な定義及びそれらが適用されるHS品目表番号を部又は類注として規定した上で、各品目別規則への個別の記載は省略する方法であり、統合テキストやTPP11で採用されている。もう1つ方法として、化学品ルールの詳細な定義を品目別規則の注釈として別途規定した上で、品目別規則には、品目毎にどの化学品ルールが適用されるか個別に規定するものであり、EU、豪州とのEPAで採用されている。

「規定方法」の簡素化のため、TPP11では採用されなかったが、スイス、ベトナム、豪州、モンゴル、EUとのEPAにおいて、品目別規則における関税分類変更基準の表記に「CTSH」といった略語が採用されている。付加価値基準についても、その計算方法や関税の表記を「LVC40%」、「QVC40」、「VNM60%」、「Max NOM50%」といった略語が、化学品ルールについても、豪州とのEPAにおいて、「CR」（化学反応）、「P」（精製）、「SM」（標準物質）、「IS」（異性体分離）といった略語が使用されている。この、関税分類変更基準の「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語による表記は統合テキストで採用されたものもある。

③ 多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き

近年のFTA・EPAでは、「他の号からの変更（CTSH）、又は化学品ルール」又は「他の号からの変更（CTSH）、付加価値基準又は化学品ルール」が採用され、また、化学品ルールについても、ほぼ「フルセットの化学品ルール」の採用へと収斂の動きが進んでいる。米国は、「他の号からの変更（CTSH）、又は化学品ルール」を選好しており、昨年11月に署名されたUSMCA（改正NAFTA）ではフルセットの化学品ルールも含めた同規則が採用されている。EUは従来、関税分類変更基準の補足的基準として付加価値基準を選好してきたが、カナダとのFTAにおいて「化学反応」、「精製」のみであるが化学品ルールを採用し、日本とEPAでも、付加価値基準に加えてフルセットの化学品ルールを採用した。

④ 調和作業の影響

前述のとおり、調和作業の成果として統合テキストに盛り込まれた化学品ルールは、当初は「化学反応」のみであったものが、時間の経過とともにそれ以外の化学品ルールについても導入が進み、近年、日本、EUが締結した日EU・EPAや米国が署名したUSMCA（改正NAFTA）にはフルセットの化学品ルールが採用されている。

統合テキストの「規則の内容」は、「関税分類変更基準、又は化学品ルールの選択」タ

17 例えば、化学品ルールのうち、「混合及び調合」は化学的に単一の化合物が分類される第28類及び29類への適用は基本的にはなく、また、「生物工学的工程」は、統合テキストでは医薬品が分類される第30類に対してのみ適用するとされている。

イプで付加価値基準を採用していないが、米国以外のFTA・EPAでは採用しているものが多い。一方、米国は、NAFTAでは化学品ルールは使用せず、関税分類変更基準と付加価値基準の両方を満たすことを要件とする厳しい規則を採用していたが、米国が交渉参加したTPPと同じ規則のTPP11、さらにはUSMCA（改正NAFTA）では「関税分類変更基準とフルセットの化学品ルールの選択制」とし、付加価値基準は採用していない。これは、化学品については、付加価値基準に頼らずとも、化学品ルールによって「実質の変更」を技術的に十分規定できると判断されたものと考えられる。

また、「規定方法」についても、前述のとおり、その簡素化のため、日本のEPAでは、2008年に発効したアセアンとのEPA以降、スイス、ベトナム、豪州、モンゴルとのEPA、さらには直近のEUとのEPAにおいても、関税分類変更基準の表記として「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語を採用しているが、この「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語は、統合テキストにおいて採用されたものであり、その影響がみられる。

3.3.2 鉄鋼

(1) 鉄鋼の生産工程及び原産地規則（その類型化）

鉄鋼¹⁸の生産工程は、大きく分けて、鉄鉱石からブロックなどの一次形状の材料（一次材料）の製造、一次材料からフラットロール製品、棒、形鋼、線などの中間製品の製造からなる。さらには、中間製品間のめっき等表面加工の工程に細分される。これら生産工程を図1に整理する。

HS品目表の第72類は、一次材料は第72.01項～第72.07項、中間製品は第72.08項～第72.17項にと加工度に応じた分類体系が採用されている。

図1 鉄鋼の生産工程

産品		生産工程	HS品目表番号（注）
中間製品	フラットロール製品		第7210.11号（すずをめつきしたもの）
	↑	めっき等表面加工	
	フラットロール製品		第72.08及び72.09項（フラットロール製品（めっき等をしていないもの）
⇕		製造	
一次材料			第72.01項～第72.07項
⇕		製造	
鉄鉱石等			第26.01項（鉄鉱石）等

（注）今回鉄鋼の中間製品の例として取り上げた品目が分類されるHS品目表番号を示す。

18 鉄鋼とは、HS品目表の第72類に分類される一次材料や中間製品を指す。さらに加工されたものは第73類（鉄鋼製品）や第84類から第92類の機械などの部分品として分類される。

鉄鋼の原産地規則は、加工度に応じたHS品目表の体系を踏まえ、「実質的変更基準」を規定する品目別規則において、その「実質的変更基準」を関税分類変更基準により規定することが多い。関税分類の変更が生じない工程に原産地付与する場合に付加価値基準が採用される場合もある。

ここで、鉄鋼としてHS品目表第7210.11号の「鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。)－すずをめつきしたもの－厚さが0.5ミリメートル以上のもの)」を選び、日本のEPA等の品目別規則について、「規則の内容」、「規定方法」をタイプ毎に類型化したものを表4に示す。

規定方法のタイプとして、「関税分類変更基準のみ」、「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」といった類型化を行った。

表4 鉄鋼の例（フラットロール製品（第7210.11号））

EPA相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト	[CTHS]（他の分割項及び他の項から当該分割項への変更） （説明）統合テキストは、第72.10項を以下の4つの分割項（slit heading）に分け、そのうち、ex72.10の（a）、（b）及び（d）については他の分割項からの変更も認めている。 ex72.10(a)- Clad（クラッドしたもの） ex72.10(b)- Plated or coated with tin（すずをめつき）、and printed or lacquered（ペイント、ワニスを塗布） ex72.10(c)- Plated or coated with zinc（亜鉛をめつき）、and corrugated（波形にしたもの） ex72.10(d)- Other（その他のもの）	CTHS	関税分類変更基準のみ
メキシコ	第72.01項から第72.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	CC	関税分類変更基準のみ
EU	CTH（第72.08項から第72.17項までの各項の材料からの変更を除く。）	CTH（72.08項～72.17項を除く）	
TPP11	第72.10項の産品への他の項の材料からの変更（第72.08項から第72.09項までの各項又は第72.11項の材料からの変更を除く。）	CTH（72.08項～72.09項及び72.11項を除く）	
チリ	第7205.21号から第7211.19号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更	CTH	
インド	第7204.49号から第7229.90号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更		
豪州	CTH		

アセアン	RVC40%又は、CC	CC, 又はRVC40%	関税分類変更基準 又は付加価値基準 の選択
タイ	第7206.10号から第7210.69号までの各号の 製品への当該各号が属する項以外の項の材 料からの変更又は、原産資格割合が40%以 上であること（第7206.10号から第7210.69 号までの各号の製品への関税分類の変更を 必要としない。）。	CTH, 又はQVC 40%	
フィリピン	第7206.10号から第7211.19号までの各号の 製品への当該各号が属する項以外の項の材 料からの変更又は、原産資格割合が40%以 上であること（第7206.10号から第7211.19 号までの各号の製品への関税分類の変更を 必要としない。）。		
モンゴル	CTH又はQVC40		
ベトナム	一般ルール（LVC40%又はCTH）	CTH, 又はLVC40%	
ペルー	第7205.10号から第7229.90号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更又は、原 産資格割合が50%以上であること（第7205. 10号から第7229.90号までの各号の製品へ の関税分類の変更を必要としない。）。	CTSH, 又はQVC 50%	
シンガポール, マレーシア, イ ンドネシア, ブ ルネイ	第7205.10号から第7229.90号までの各号の 製品への当該各号以外の号の材料からの変 更又は、原産資格割合が40%以上であるこ と（第7205.10号から第7229.90号までの各 号の製品への関税分類の変更を必要としない。 ）。	CTSH, 又はQVC 40%	
スイス	一般ルール（CTH又はVMN60%）	CTH, 又は非原産 材料割合60%以下	

(2) 「規則の内容」及び「規定方法」の比較分析

① 品目別規則の「規則の内容」

品目別規則の内容の厳格性の比較のため、めっき等表面加工に原産地付与するかの検討を行ったものが表5であり、日本のEPA及び主要国のFTA¹⁹についてそれぞれ、表の上に記載されているものほど厳格な規則となっている。

「関税分類変更基準のみ」タイプのうち、メキシコとのEPAでは「他の類からの変更（CC）」、EUとのEPA、TPP11では、第72.08及び72.09項からの変更が除外された「他の項からの変更（CTH）」であり、めっき等表面加工に原産地を付与しない扱いであるが、チリ、インド、豪州とのEPAでは、当該除外のない「他の項からの変更（CTH）」であることから、めっき等表面加工に原産地を付与する扱いとなっている。

「関税分類変更基準又は付加価値基準の選択」タイプでは、アセアンとのEPAでの関

19 米国、EU、アセアン、インドの主要なFTAにおける品目別規則を付録の表8に掲載する。

税分類変更基準は「他の類からの変更（CC）」であることから、もう一方の付加価値基準を満たすことが条件であるが、タイ、フィリピン、ベトナム、モンゴル、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、スイス、ペルーとのEPAでの関税分類変更基準は「他の項からの変更（CTH）」又は「他の号からの変更（CTSH）」であることから、条件なしにめっき等表面加工に原産地を付与する扱いとなっている。

「他の項からの変更（CTH）」の場合は、第72.10項内の変更、例えば、すずをめっきしたものに、さらにペイント、ワニス塗布する工程が行われた場合に、もう一つの選択肢である付加価値基準が満たされることが条件となるが、「他の号からの変更（CTSH）」であれば、この工程により第7210.11～12号から第7210.70号への号変更²⁰が生じることから、条件なしに原産地が付与されるより緩やかな規則となる。

統合テキストでは、号変更を生じる工程が全て実質的基準として認めるかどうかについて加盟国間に対立があったため「他の号からの変更（CTSH）」を用いず、技術的検討の結果、第72.10項を4つの分割項（slit heading）にわけ、「亜鉛をめっきし、波形にしたもの」を除き、「クラッドしたもの」、「すずをめっきし、ペイント、ワニス塗布したもの」、「その他のもの」については、同項内の他の分割項からの変更を実質的変更と認める扱いとしている。

表5 規則の内容の分析

EPA相手国等	規則の内容	めっき工程等に原産地付与するか
メキシコ	CC	×
EU	CTH（72.08項～72.17項を除く）	×
TPP11	CTH（72.08項～72.09項及び72.11項を除く）	×
アセアン	CC、又は付加価値基準	△（付加価値基準を満たしたときのみ）
チリ、インド、豪州	CTH	○
タイ、フィリピン、ベトナム、モンゴル	CTH、又は付加価値基準	○、さらに、付加価値基準を満たせば、めっき等工程後の更なる工程にも原産地を付与
統合テキスト	CTHS	○、さらに、めっき等工程後の更なる工程にも原産地を付与
シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、スイス、ペルー	CTSH、又は付加価値基準	○、さらに、めっき等工程後の更なる工程にも原産地を付与

20 第72.10項の号の細分は以下のとおり。

- 第7210.11～12号 すずをめっきしたもの
- 第7210.20号 鉛をめっきしたもの
- 第7210.30～49号 亜鉛をめっきしたもの
- 第7210.50号 クロム（及び酸化物）を被覆したもの
- 第7210.61～69号 アルミニウムをめっきしたもの
- 第7210.70号 ペイント、ワニスを塗布又はプラスチックを被覆したもの
- 第7210.90号 その他のもの

主要国の FTA		
EU-Canada	CTH (72.08～72.17項を除く)	×
NAFTA, USMCA (改正 NAFTA), US-Chile, US-Australia	CTH (72.08～72.16項を除く)	×
US-Singapore	CTH (72.08～72.11項を除く)	×
EEA, EU-Chile	72.06項のインゴットその他の一次形状のものからの製造	×
EU-Mexico, EU-Peru/Columbia, EU-Korea	72.06又は72.07項のインゴットその他の一次形状のもの又は半製品からの製造	×
India-Chile	CTH 及び付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ)
ASEAN-China	付加価値基準のみ	
ATIGA	<u>72.08項から得られたもの</u> CTH (72.08, 72.11項を除く), 又は付加価値基準 <u>72.09項から得られたもの</u> CTH (72.09, 72.11項を除く), 又は付加価値基準	△ (付加価値基準を満たしたときのみ。さらに、付加価値基準を満たせば、めっき等工程後の更なる工程にも原産地を付与)
AANZFTA	CTH (72.08～72.09, 72.11項を除く), 又は付加価値基準	
India-ASEAN	CTSH 及び付加価値基準	
US-Peru, US-Korea, India-Korea	CTH	○
ASEAN-Korea,	CTH, 又は付加価値基準	○, さらに、付加価値基準を満たせば、めっき等工程後の更なる工程にも原産地を付与

② 品目別規則の「規定方法」

上記のとおり、関税分類変更基準のみを採用しているものと、付加価値基準との選択とするものに分かれる。

「規定方法」の簡素化のため、アセアン、豪州、モンゴル、EUとのEPAにおいて、品目別規則における関税分類変更基準を表記に、「CC」、「CTH」といった略語が採用されている。付加価値基準についても、その計算方法や閾値の表記を「RVC40%」、「QVC40」といった略語で行う方法が採用されている。

③ 多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き

米国は、これまで締結したFTA・EPAのうち、ペルー及び韓国とのFTAを除いて、また、EUについてはこれまでに締結したFTA・EPAにおいて、めっき等表面加工には原産地を付与しない厳格な規則を採用する一方で、アジア、豪州などのFTA・EPAでは、条件なしに又は一定の閾値の付加価値基準を満たすことを条件にめっき等表面加工に原産地を付与する扱いを採用しているが、近年の双方の締約国が参加するTPP11、日EU・EPAにおいては、めっき等表面加工に原産地を付与しない厳格な規則が採用されている。今後、

TPP11の参加国が拡大すれば、当該規則への収斂がさらに進むことになると考えられる。

④ 調和作業の影響

鉄鋼のめっき等表面加工の扱いは、調和作業において特に対立が大きい11の事項の1つであり、統合テキストではめっき等表面加工に原産地を付与する案が議長によってまとめられたものの、その後の各国のFTA・EPAの特恵原産地規則の内容をみると、その時の各国の立場が引き続き反映されたものとなっていると考えられる。

調和作業の合意の妨げとなった影響問題、すなわち、調和原産地規則が他の協定にかかる加盟国の権利・義務に及ぼす影響の問題は、他の協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」(AD協定)に基づくダンピング防止税(AD)措置や「補助金及び相殺関税に関する協定」に基づく相殺関税措置(CVD)といった貿易救済措置への影響を米国などが懸念したもので、2007年のCRO議長の一一般理事会への報告において、影響問題の解決には、貿易救済措置の「反迂回措置」(anti-circumvention)の決定を含むWTOでの交渉の進展が不可欠と述べている²¹。

近年、中国による鉄鋼の供給過剰が問題となり、米国は中国からの安価な鉄鋼製品の流入に対してAD・CVD措置を多用してきている。さらに米国は、昨年3月に鉄鋼への追加関税を賦課したが、追加関税の背景として、中国製品のみを対象としたAD・CVDの賦課では、安価な中国製品がアジア、欧州へ流れ込み、それらの国・地域の製品が中国製品に押し出される形で米国への流入することや、中国製品の一部が韓国、ベトナム、台湾などで加工されて米国に流れ込んでいる²²といった状況を止められないといったことがありとされており²³、AD・CVD措置の迂回は依然大きな問題と考えられる。

特恵原産地規則は、AD・CVD措置といった非特恵分野に適用される規則ではないが、上記の迂回の問題は、FTA・EPA特恵原産地規則にも生じると考えられる。例として、仮にNAFTAでめっき等表面加工に原産性を与える規則が採用された場合、メキシコにおいて輸入された中国産の鉄鋼製品にめっき等表面加工を行った製品が米国へ輸出された場合、当該製品はNAFTAの規則上メキシコ産となり、NAFTAの特恵対象となる。このような状況を考えると、米国など鉄鋼に高い関心を有する国がFTA・EPA特恵原産地規則に緩やかな規則を受け入れることはないと考えられる。

調和作業では、めっき等表面加工を個別に検討し、実質的変更かどうかの技術的検討がなされ、その成果がまとめられているが、めっき等表面加工への原産地付与を認める国であっても、その後のFTA・EPA特恵原産地規則にそれを採用する動きはみられない。その理由として、統合テキストでは、後述のように、機械以外の品目では付加価値基準を採

21 WTO (2007)

22 2016年9月に米国商務省が、ベトナム製冷延鋼板及び表面処理鋼板に対し、中国製圧延鋼板又は冷延鋼板がベトナムを経由して微量に加工されて輸出されており、米国の中国製冷延鋼板及び表面処理鋼板に対するAD・CVD措置を迂回する行為であるとして、反迂回措置調査を開始した事例があるとされている(経済産業省(2018))。

23 日本経済新聞(2018)

用せず関税分類変更基準を基とした規則が採用されているが、アセアンなどはFTA・EPAの特恵原産地規則では従来から付加価値基準を選好していること、鉄鋼については、米国を中心として規則の内容及び規定方法の収斂が進む化学品と違い、各国の規則は依然多様であることから、アセアンなどは従来から採用していた付加価値基準をわざわざ変更する必要性がなかったことが考えられる。

3.3 調和作業の影響の現状及び将来の可能性

調和作業の成果のFTA・EPA特恵原産地規則への影響について、化学品と鉄鋼を取り上げて調べた結果、影響の度合いには大きな違いがあることが判明した。

調和作業の度合いを推測する上で、統合テキストの2つの特徴を提示したい。1つは、調和作業の成果である統合テキストの規則は、多くの場合、最終の工程（例えば、化学品であれば「化学反応」、「混合及び調合」など、鉄鋼であればめっき等表面加工）に対し、実質の変更かどうかの技術的な検討を踏まえた条件が付されることがあっても、基本的に原産地を付与する比較的緩やかな規則である。よって、鉄鋼のように、従来からFTA・EPAの特恵原産地規則において厳格な規則が採用されている品目の場合には、調和作業の影響は限定的であると考えられる。繊維製品についても、長谷川（2018a）による、繊維製品の例としての衣類の主要国のFTA・EPAの特恵原産地規則の比較・分析で、各国は従来から統合テキストより厳格な規則をFTA・EPA原産地規則に採用していることが示されており、同様に当該品目への統合テキストの影響は限定的であると考えられる。一方、化学品のように、「規則の内容」、「規定方法」に違いはあるものの従来から各国の立場の違いが少なく、比較的緩やかな規則がFTA・EPA特恵原産地規則に採用されている場合には、調和作業の影響は大きいと考えられる。

2つ目は、FTA・EPAの特恵税率の適用といった特恵分野で得られる便益がない非特恵分野の原産地規則に、多大なコストをもたらす付加価値基準を採用することに対して強い反対があったことから、統合テキストでは、基本的に付加価値基準は排除され²⁴、関税分類変更基準を基本とした規則やそれを補完する形での加工工程基準が採用されている。前述のとおり化学品では、その後のFTA・EPAにおいて化学品ルールが次第に導入され、さらに、米国を中心に、付加価値基準は採用せず、「関税分類変更基準、又は化学品ルールの選択」タイプの規則を採用する動きがある。鉄鋼については、これまでのところ、統合テキストの関税分類変更基準を基とした規則は採用されていないが、今後、時間の経過とともに付加価値基準に代わる規則として採用される可能性があると考えられる。

規定方法については、化学品及び鉄鋼の両方で、関税分類変更基準の表記につき、EUが従来用いてきた加工工程基準を基とした規定から、NAFTAなど米国を中心としたFTA・EPAで採用され、統合テキストでも採用された「他の項からの変更」といった規定方法への変更²⁵の動きがみられる。さらに、統合テキストは、前述のとおり、関税分類変更基準を「CTH」といった略語により表記しているが、日本のEPAではアセアンとEPAで初めて採用された以

24 前述のように、機械分野については、付加価値基準を主張する意見と、それに反対し、関税分類変更基準を主張する意見が大きく対立し、2案が併記される結果となった。

25 EUはEEA(1994年発効)以来、関税分類変更基準を“Manufacture in which all the materials used

降、略語の使用が進み、近年の日EU・EPAでも採用されている。略語の使用は大部となる品目別規則を簡略化する効果がある²⁶ことから、略語を採用する動きは今後さらに進むと考えられる。

おわりに

本稿では、非特惠原産地規則の調和作業がその後の各国のFTA・EPA特惠原産地規則にどのような影響を与えたのか、日本及び主要国のFTA・EPAの特惠原産地規則について、化学品、鉄鋼を例として分析を行った。

化学品については、日本、米国、EUなどが締結するFTA・EPAにおいて、調和作業の成果である化学品ルールの採用が進んでおり、調和作業は大きく影響したことが判明する一方で、鉄鋼については、従来からの制限的な規則が維持されてきている。

調和作業は、化学品のように、従来から比較的緩やか規則が採用されている品目については、「規則の内容」及び「規定方法」とともに、規則の収斂に貢献する可能性を示している一方で、鉄鋼や繊維製品のように、従来から厳格な規則が採用されている品目については、そのような影響は期待できないと考えられる。むしろ、鉄鋼や衣類の例にみられるように、「規則の内容」は、TPP11などのメガFTA・EPAの進展により、それに採用された規則に収斂していくことになると思われる。

一方、規定方法については、鉄鋼の例でもみられるように、統合テキストで採用された関税分類変更基準の規定方法の採用が進んでおり、今後、FTA・EPAの広域化及びメガFTA・EPAの進展の流れの中で、この動きがさらに進むと考えられる。

参考文献

- 経済産業省（2018）「2018年版不正貿易報告書」2018年6月，pp.214-216
- 長谷川実也（2018a）「日本の原産地規則の変遷について」長崎大学経済学会『経営と経済』第98巻第1・2・3・4号，2018年12月，pp.25-58
- 長谷川実也（2018b）「WTOにおける非特惠原産地規則の調和作業の状況について」『長崎大学経済学部研究年報』第34巻，2018年6月，pp.27-43
- 長谷川実也（2003）「WTO新ラウンドーその論点と展望 第3回 地理的表示と原産地規則」日本関税協会『貿易と関税』2003年3月，pp.26-36

are classified within a heading other than that of product”（化学品の例）といった加工工程基準的な方法で規定していたが、カナダとのFTA(2017年発効)では、“A change from any other subheading”といった規定方法を、さらに日本とのEPAでは略語である「CTSH」の表記を採用している。また、鉄鋼の例でも同様に、EEA(1994年発効)では、“Manufacture from ingots or other primary forms of heading No 72.06”といった規定であったが、カナダとのFTAでは、“A change from any heading outside this group (headings 72.08-72.17)”といった規定方法を、さらには日本とのEPAでは略語である「CTH」の表記を採用している。

26 長谷川（2018a）参照

日本経済新聞 (2018) 「米、中国の供給過剰に的」 2018年 3月 6日朝刊

Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018) “Harmonization of Rules of Origin: An Agenda for Plurilateral Cooperation?”, *East Asian Economic Review*, Vol. 22 No. 1 (March 2018), pp.3-28, Korea Institute for International Economic Policy

WTO (2010) “Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin”, G/RO/W/111/Rev.6

WTO (2007) “Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 27 July 2007”, WT/GC/M/109

日本のEPAの原産地規則

「締結済各EPAの概要、協定条文等（平成31年2月現在）」税関ホームページ<<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>> (2019年3月27日アクセス)

主要国のFTAの原産地規則

NAFTA :

NAFTA事務局ホームページ

<<https://www.nafta-sec-alena.org/Home/Texts-of-the-Agreement/North-American-Free-Trade-Agreement>> (2018年9月28日アクセス)

米国のFTA

米国通商代表部 (USTR) ホームページ

<<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>> (2019年3月4日アクセス)

EUのFTA

欧州委員会税制・関税同盟総局ホームページ

<https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list_en> (2018年9月28日アクセス)

アセアンのFTA

ASEAN事務局ホームページ

<<https://asean.org/asean-economic-community/asean-free-trade-area-afta-council/agreements-declarations/>, <https://asean.org/asean-economic-community/free-trade-agreements-with-dialogue-partners/>>, (2018年9月27日アクセス)

インドのFTA

インド商工省ホームページ

<<http://commerce.gov.in/InnerContent.aspx?Type=InternationalTrademenu&Id=32>> (2018年9月28日アクセス)

付 録

表 6 化学品の例（第2904.10号）の化学品ルール

品目（HS2904.10）	有機化学品 スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル
EPA 相手国等	品目別規則
統合テキスト	<p><i>CTSH or Chapter Primary Rules</i></p> <p><u>Primary Rule 1: Chemical Reaction</u></p> <p><u>A “chemical reaction” is a process (including a biochemical process) which results in a molecule with a new structure by breaking intramolecular bonds and by forming new intramolecular bonds, or by altering the spatial arrangement of atoms in a molecule.</u></p> <p><u>The following are not considered to be chemical reactions for the purposes of this definition:</u></p> <p><u>(a) dissolving in water or other solvents;</u></p> <p><u>(b) the elimination of solvents including solvent water; or</u></p> <p><u>(c) the addition or elimination of water of crystallization</u></p> <p><i>A chemical reaction as defined above is to be considered as origin conferring.</i></p> <p>(下線部仮訳)</p> <p>「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいう。以下は、化学反応とみなさない。</p> <p>(i) 水その他の溶媒への溶解</p> <p>(ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去</p> <p>(iii) 結晶水の追加又は除去</p> <p><u>Primary Rule 2: Mixtures and blends</u></p> <p><u>(a) The deliberate and proportionally controlled mixing or blending (including dispersing) of materials to conform to predetermined specifications which results in the production of a good having physical or chemical characteristics which are relevant to the purposes or uses of the good and are different from the input materials is to be considered as origin conferring.</u></p> <p><u>(b) However the addition, whether or not in combination, of diluents only or of the additives enumerated in HS Chapter Note 1(d) and 1(e) to Chapter 28 for the purposes indicated therein, is to be disregarded in determining the origin of the good.</u></p> <p>(下線部仮訳) 混合及び調合</p> <p>専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的かつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であって、その結果として、製品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるもの</p> <p><u>Primary Rule 3: Purification</u></p> <p><u>Purification is to be considered as origin conferring provided that one of the following criteria is satisfied:</u></p>

	<p>(a) <u>purification of a good resulting in the elimination of 80 percent of the content of existing impurities; or</u></p> <p>(b) <u>the reduction or elimination of impurities resulting in a good suitable for one or more of the following applications:</u></p> <p>(i) <u>pharmaceutical, medical, cosmetic, veterinary or food grade substances;</u></p> <p>(ii) <u>chemical products and reagents for analytical, diagnostic or laboratory uses;</u></p> <p>(iii) <u>elements and components for use in micro-electronics;</u></p> <p>(iv) <u>specialized optical uses;</u></p> <p>(v) <u>biotechnical use (e.g., in cell culturing, in genetic technology, or as a catalyst) ;</u></p> <p>(vi) <u>carriers used in a separation process; or</u></p> <p>(vii) <u>nuclear grade uses.</u></p> <p>(下線部仮訳)</p> <p>「精製」とは次のいずれかの定義を満たすものをいう。</p> <p>(a) 存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす工程</p> <p>(b) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程</p> <p>(i) 医薬用, 医療用, 化粧品用, 獣医用又は食品等級の物質</p> <p>(ii) 分析用, 診断用又は実験用の化学品及び試薬</p> <p>(iii) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分</p> <p>(iv) 特殊光学的用途</p> <p>(v) 生物工学的用途</p> <p>(vi) 分離工程に用いる支持体</p> <p>(vii) 原子力等級用途</p> <p>Primary Rule 4: <u>Change in particle size</u></p> <p>[<u>The deliberate and controlled modification in particle size of a good, other than by merely crushing or pressing, resulting in a good having a defined particle size, defined particle size distribution or defined surface area, which are relevant to the purposes of the resulting good and have different physical or chemical characteristics from the input materials is to be considered as origin conferring.</u>]</p> <p>(下線部仮訳) 粒径の変更</p> <p>産品の粒径の意図的かつ制御された変更(破碎又は圧縮のみによるものを除く。)であって、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係する特定の粒径, 粒径分布又は表面積及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるもの</p> <p>Primary Rule 5: <u>Standard Materials</u></p> <p><u>Standard materials (including standard solutions) are preparations suitable for analytical, calibrating or referencing uses having precise degrees of purity or proportions which are certified by the manufacturer. The production of standard materials is to be considered as origin conferring.</u></p> <p>(下線部仮訳)</p> <p>標準物質(標準溶液を含む。)とは、分析, 校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されたものをいう。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>Primary Rule 6 : Isomer Separation <u>The isolation or separation of isomers from a mixture of isomers is to be considered as origin conferring.</u> (下線部仮訳) 異性体分離 異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程</p> <p>なお、第2904.10号の品目には適用されないが、他の化学品ルールとして、第30類の製品には以下の Biotechnological Processes (生物工学的工程) が適用される。</p> <p>[Primary Rule 7 : Biotechnological Processes <u>(a) Biological or biotechnological culturing, hybridization or genetic modification of:</u> <u>(i) micro-organisms (bacteria, viruses (including phages) etc.) or</u> <u>(ii) human, animal or plant cells; and</u> <u>(b) production, isolation or purification of cellular or intercellular structures (such as isolated genes, gene fragments and plasmids)</u> <u>are to be considered as origin conferring.]</u> (下線部仮訳) 生物工学的工程 (a) (i) 微生物 (細菌, ウイルス (ファージを含む。) 等) 又は (ii) 人, 動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養, 交配又は遺伝子の改変 (b) 細胞構造若しくは細胞間構造の生成, 単離若しくは精製 (例えば, 単離された遺伝子, 遺伝子断片及びプラスミド)</p>
シンガポール (タイ, インドネシア, ブルネイの化学品ルールも同様)	<p>第2901.10号から第2905.42号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更, 原産資格割合が40%以上であること (第2901.10号から第2905.42号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。) 又は, 使用される非原産材料について, 締約国において化学反応, 精製, 異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること (第2901.10号から第2905.42号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>下線部の化学品ルールの定義は以下のとおり。 <u>化学反応:</u> 「化学反応」とは, 一の工程 (生化学的工学的を含む。) であって, 分子内の結合を切断し, かつ, 新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより, 新たな構造を有する分子を生ずるものをいい, 次の事項を含まない。 (i) 水その他の溶媒への溶解 (ii) 溶媒 (溶媒水を含む。) の除去 (iii) 結晶水の追加又は除去 <u>精製:</u> 「精製」とは, 不純物の削減又は除去の工程であって, 次のいずれかに該当するものをいう。 (i) 存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす工程 (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する製品をもたらす工程 (A) 医薬用, 医療用, 化粧用, 獣医用又は食品等級の物質 (B) 分析用, 診断用又は実験用の化学品及び試薬 (C) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分 (D) 特殊光学的用途</p>

	<p>(E) 生物工学的用途 (F) 分離工程に用いる支持体 (G) 原子力等級用途</p> <p><u>異性体分離：</u> 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。</p> <p><u>生物工学的工程：</u> 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのもをいう。 (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的若しくは生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変 (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製</p>
チリ	<p>第2901.10号から第2905.42号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、原産資格割合が45%以上(控除方式を用いる場合)若しくは30%以上(積上げ方式を用いる場合)であること(第2901.10号から第2905.42号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは<u>生物工学的工程</u>(上記シンガポールと同様の内容)が行われること(第2901.10号から第2905.42号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
豪州	<p><u>CTSH</u>、又は<u>CR</u>、<u>P</u>、<u>SM</u>又は<u>IS</u> 下線部の化学品ルールの、「CR」は、「化学反応に係る原産地規則」、「P」は、「精製に係る原産地規則」、「SM」は、「標準物質に係る原産地規則」、「IS」は、「異性体分離に係る原産地規則」とされている。 なお、HS品目表第2904.10号の品目には適用されないが、他の化学品ルールとして、第39類(第39.01項から第39.14項を除く)の産品に適用される「CPS」があり、「粒径の変更に係る原産地規則」をいう。 それら化学品ルールの定義は、精製について上記シンガポールの定義の(i)のみが規定される以外は、上記シンガポール及び後述のTPP11と同様の内容である。</p>
TPP11	<p>第2904.10号から第2904.90号までの各号の産品への他の号の材料からの変更、又は<u>化学品ルール</u> 化学品ルールとして、以下の6つの部注が規定されている。 部注1：<u>化学反応に係る規則</u> 部注2：<u>精製に係る規則</u> 部注3：<u>混合及び調合に係る規則</u> 適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第30類、第31類、第33.02項又は第37.07項の産品は、所定の仕様と合致させるための材料の意図的かつ比例して制御された混合又は調合(分散を含む。)であって、当該産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。 部注4：<u>粒径の変更に係る規則</u> 適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第30類、第31類、第3204.17号又は第33.04項の産品は、産品の粒径の意図的かつ制御された変更(重合体の溶解及びその後の沈殿又は析出による微粒化を含み、破碎又は圧縮のみによるものを除く。)で</p>

	<p>あって、当該変更の結果として生ずる製品の用途に関する特定の粒径、粒径分布又は表面積及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品を生ずるものが一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。</p> <p>部注5：標準物質に係る規則</p> <p>適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第28類から第38類までの各類（第35.01項から第35.05項までの各項及び第3824.60号を除く。）の標準物質は、その生産の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。</p> <p>この規則の適用上、「標準物質」（標準溶液を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されたものをいう。</p> <p>部注6：異性体分離に係る規則</p> <p>精製については上記シンガポールの定義の(i)のみが規定され、<u>化学反応、異性体分離の定義は上記シンガポールと同様の内容である。</u></p>
EU	<p>CTSH、<u>化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、MaxNOM50% (EXW)、又はRVC55% (FOB)</u></p> <p>下線部の化学品ルールの定義は以下のとおり</p> <p><u>化学反応、異性体分離の定義については上記シンガポールと、粒径の変更標準物質の生産の定義については上記TPP11と同じ内容である。</u></p> <p><u>精製については、上記シンガポールの定義の(i)のみが規定され、生物工学的工程にはシンガポールの定義に、「培養」が追加された以外は基本的に同様の内容である。</u></p> <p>なお、第2904.10号の品目には適用されないが、他の化学品ルールとして、第30.01項から第30.06項等などに混合及び調合が適用される。</p>

表7 化学品の例（第2904.10号）の主要な国・地域の品目別規則

表7-1 化学品の例（第2904.10号）の米国の主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
NAFTA (1994)	<p>A change to subheading 2901.10 through 2942.00 from any other chapter, except from Chapter 28 through 38; or</p> <p>A change to subheading 2901.10 through 2942.00 from any other subheading within Chapter 28 through 38, including another subheading within that group, whether or not there is also a change from any other chapter, provided there is a regional value content of not less than:</p> <p>(a) 60 percent where the transaction value method is used, or</p> <p>(b) 50 percent where the net cost method is used.</p>	<p>CC (28～38類を除く)、又はCTSH及びRVC 60% (取引価額方式) 又はRVC50% (純経費方式)</p>

US-Singapore (2004)	<p>Change to subheading 290410 from any other subheading.</p> <p><i>Any good of Chapter 29 that is a product of a chemical reaction, as defined in the Headnotes, shall be considered to be an originating good.</i></p>	CTSH, 又は化学品ルール (化学反応)
US-Chile (2004)	<p>A change to subheading 2903.51 through 2904.90 from any other subheading, including another subheading within that group.</p> <p>1. Chemical reaction origin rule (略)</p> <p>2. Separation prohibition</p> <p><i>A non-originating material or component will not be deemed to have satisfied all applicable requirements of these rules by reason of a change from one classification to another merely <u>as the result of the separation of one or more individual materials or components from a man-made mixture unless the isolated material or component, itself, also underwent a chemical reaction.</u></i></p>	CTSH, 又は化学品ルール (化学反応)
US-Australia (2005)	<p>A change to subheading 2903.51 through 2905.19 from any other subheading.</p> <p>1. Chemical Reaction Origin Rule (略)</p> <p>2. Purification Origin Rule (略)</p> <p>(3. Mixtures and Blends Origin Rule (略))</p> <p>(4. Change in Particle Size Origin Rule (略))</p> <p>5. Standards Materials Origin Rule (略)</p> <p>6. Isomer Separation Origin Rule (略)</p> <p>7. Separation Prohibition</p> <p><i>US-Chile と同様の規定</i></p>	CTSH, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (混合及び調合), (粒径の変更), 標準物質の生産, 異性体の分離)
US-Peru (2009)	<p>A change to subheading 2901.10 through 2910.90 from any other subheading.</p> <p>Rule 1 : Chemical Reaction (略)</p> <p>Rule 2 : Purification (略)</p> <p>(Rule 3 : Mixtures and Blends (略))</p> <p>(Rule 4 : Change in Particle Size (略))</p> <p>Rule 5 : Standards Materials (略)</p> <p>Rule 6 : Isomer Separation (略)</p> <p>Rule 7 : Separation Prohibition</p> <p><i>A good that undergoes a change from one classification to another in the territory of one or more of the Parties <u>as a result of the separation of one or more materials from a man-made mixture</u> shall not be treated as an originating good <u>unless the isolated material underwent a chemical reaction in the territory of one or more of the Parties.</u></i></p>	CTSH, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (混合及び調合), (粒径の変更), 標準物質の生産, 異性体の分離)

US-Korea (2012)	<p>A change to heading 29.02 through 29.35 from any other heading.</p> <p>Rule 1 : Chemical Reaction Origin (略)</p> <p>Rule 2 : Purification (略)</p> <p>(Rule 3 : Mixtures and Blends (略))</p> <p>(Rule 4 : Change in Particle Size (略))</p> <p>Rule 5 : Standards Materials (略)</p> <p>Rule 6 : Isomer Separation (略)</p> <p>Rule 7 : Separation Prohibition</p> <p>US-Peru と同様の規定</p>	<p>CTH, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (混合及び調合), (粒径の変更), 標準物質の生産, 異性体の分離)</p>
USMCA (改正NAFTA)	<p>A change to subheading 2901.10 through 2942.00 from any other subheading, including another subheading within that group; or</p> <p>No required change in tariff classification to subheading 2901.10 through 2942.00, except for a good of subheading 2916.32 whether or not there is also a change from any other subheading, provided there is a regional value content of not less than:</p> <p>(a) 40 percent where the transaction value method is used, or</p> <p>(b) 30 percent where the net cost method is used.</p> <p>Rule 1 : Chemical Reaction Rule (略)</p> <p>Rule 2 : Purification Rule (略)</p> <p>(Rule 3 : Mixtures and Blends Rule (略))</p> <p>(Rule 4 : Change in Particle Size Rule (略))</p> <p>Rule 5 : Standards Materials Rule (略)</p> <p>Rule 6 : Isomer Separation Rule (略)</p> <p>Rule 7 : Separation Prohibition Rule</p> <p>A good of Chapters 28 through 38, except for a good of heading 33.01, or subheadings 3502.11 through 3502.19, that undergoes (以下, US-Peru と同じ).</p> <p>Rule 8 : Biotechnological Processes Rule (略)</p>	<p>CTSH, 又は化学品ルール(化学反応, 精製, (混合及び調合), (粒径の変更), 標準物質の生産, 異性体の分離, 生物工学的工程)</p>

(注)「品目別規則」「規則の内容」の化学品ルールの中で括弧が付されたものは、今回の例として選定した品目には適用されないものの、他の化学品に適用されるものであることを示す。

表7-2 化学品の例(第2904.10号)のEUの主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
EEA (1994), EU-Mexico (2000)	<p>Manufacture in which all the materials used are classified within a heading other than that of product. However, materials classified within the same heading may be used provided their value does not exceed 20% of</p>	<p>CTH (同じ項内の20%以下の非原産材料の使用可), 又は非原産材料割合40%以下 (EEA, EU-メキシコ, EU-チリ),</p>

	the ex-works price of the product; or Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed 40% of the ex-works price of the product.	50%以下 (EU-ペルー, EU-韓国)
EU-Chile (2003), EU-Peru/Columbia (2013), EU-Korea (2015)	Manufacture from materials of any heading, except that of the product. However, materials of the same heading as the product may be used, provided that their total value does not exceed 20% of the ex-works price of the product; or Manufacture in which the value of all the materials used does not exceed <u>[EU-Chile] 40% [EU-Peru/Columbia, EU-Korea] 50%</u> of the ex-works price of the product	
EU-Canada (2017)	A change from any other subheading; or A change from within any one of these subheadings, whether or not there is also a change from any other subheading, provided that the value of non-originating materials classified in the same subheading as the final product does not exceed 20 per cent of the transaction value or ex-works price of the product. <i>Note 1: A product of this Chapter is an originating product if it is the result of any one of the following: (略) (b) a chemical reaction as described in Note 2 below; or (c) purification as described in Note 3 below.</i> <i>Note 2: Chemical reaction and change of Chemical Abstract Service number (略)</i> <i>Note 3: Purification (略).</i> <i>Note 4: Separation prohibition</i> US-Peru と同様の規定	CTSH (同じ号内の20%以下の非原産材料の使用可), 又は化学品ルール (化学反応, 精製)

表7-3 化学品の例 (第2904.10号) のアセアンの主要 FTA の品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
ATIGA (2010)	一般ルール (RVC40%又はCTH)	CTH, 又はRVC40%
ASEAN-China (2005)	一般ルール (the ACFTA content 40%以上又は非原産材料割合60%以下)	RVC40%, 又は非原産材料割合60%以下
ASEAN-Korea (2007)	一般ルール (RVC40%又はCTH)	CTH, 又はRVC40%
AANZFTA (2010)	RVC (40) or CTSH <i>Chapter Note:</i> <i>Any good of this chapter that is the product of a chemical reaction shall be considered to be an originating good if the chemical reaction occurred in a Party. (以下略)</i>	CTSH, RVC40%, 又は化学品ルール (化学反応)

表7-4 化学品の例（第2904.10号）のインドの主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
India-ASEAN (2010)	一般ルール (the AIFTA content 35%以上及びCTSH)	RVC35%及びCTSH
India-Chile (2007)	一般ルール (非原産材料割合60%以下及びCTH)	非原産材料割合60%以下及びCTH
India-Korea (2010)	A change to subheading 2903.69 through 2904.90 from any other heading.	CTH

表8 鉄鋼の例（第7210.11号）の主要な国・地域の品目別規則

表8-1 鉄鋼の例（第7210.11号）の米国の主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
NAFTA (1994), USMCA (改正NAFTA)	A change to heading 72.08 through 72.16 from any heading outside that group	CTH (72.08～72.16項を除く)
US-Chile (2004) US-Australia (2005)	A change to heading 72.09 through 72.12 from any other heading, except from heading 72.08 through 72.16	
US-Singapore (2004)	Change to heading 7210 from any other heading except from heading 7208 through 7211	CTH (72.08～72.11項を除く)
US-Peru (2009), US-Korea (2012)	A change to heading 72.08 through 72.29 from any other heading.	CTH

表8-2 鉄鋼の例（第7210.11号）のEUの主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
EEA (1994), EU-Chile (2003),	Manufacture from ingots or other primary forms of heading No 72.06	72.06項のインゴットその他の一次形状のものからの製造
EU-Mexico (2000), EU-Peru/Columbia (2013) EU-Korea (2015)	Manufacture from ingots or other primary forms or semi-finished products of heading 72.06 or 72.07	72.06又は72.07項のインゴットその他の一次形状のもの又は半製品からの製造
EU-Canada (2017)	A change from any heading outside this group (headings 72.08-72.17)	CTH (72.08～72.17項を除く)

表8-3 鉄鋼の例（第7210.11号）のアセアンの主要FTAの品目別規則

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
ATIGA (2010)	For products obtained from heading 72.08: - A regional value content of not less than 40 percent; or - A change to subheading 7210.11 from any other heading except from headings 72.08 and 72.11; For products obtained from heading 72.09:	<u>72.08項から得られたもの</u> CTH (72.08, 72.11項を除く), 又はRVC40% <u>72.09項から得られたもの</u> CTH (72.09, 72.11項を除く), 又はRVC40%

	<ul style="list-style-type: none"> - A regional value content of not less than 40 percent; or - A change to subheading 7210.11 from any other heading except from 72.09 and 72.11 	
ASEAN-China (2005)	一般ルール (the ACFTA content 40%以上又は非原産材料割合60%以下)	RVC40%, 又は非原産材料割合60%以下
ASEAN-Korea (2007)	一般ルール (RVC40%又はCTH)	CTH, 又はRVC40%
AANZFTA (2010)	RVC (40) or CTH, except from 7208, 7209 or 7211	CTH (72.08~72.09, 72.11項を除く), 又はRVC 40%

表8-4 鉄鋼の例 (第7210.11号) のインドの主要FTAの品目別規則

<i>FTA (発効年)</i>	<i>品目別規則</i>	<i>規則の内容</i>
India-ASEAN (2010)	一般ルール (the AIFTA content 35%以上及びCTSH)	RVC35%及びCTSH
India-Chile (2007)	一般ルール (非原産材料割合60%以下及びCTH)	非原産材料割合60%以下及びCTH
India-Korea (2010)	A change to subheading 7209.26 through 7210.30 from any other heading.	CTH

